

2014年（平成26年）12月12日

経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手
法としての特定調停スキーム利用の手引き

日本弁護士連合会

この手引きは、平成25年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証GL」といいます。）に基づく保証債務の整理において、簡易裁判所の特定調停手続を利用する場合に、その運用を円滑にするために、手続の進め方等を明らかにしたものです。

本手引きは、特定調停手続を利用した経営者保証GLに基づく保証債務の整理を簡易かつ容易ならしめるために、保証人の代理人弁護士が参考とする指針として作成されたものですので、この点を御留意下さい。

本文中において経営者保証GLの条項を引用するときは項番の冒頭に「GL」と表記し、平成25年12月5日制定の「経営者保証に関するガイドラインQ&A」は「Q&A」と略称します。

1. 経営者保証GLに基づく保証債務の整理の要点

金融機関に多額の負債があり、経営者が個人保証をしている中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」といいます。）が窮境に陥った場合、主たる債務者の中小企業と保証人である経営者が一体で事業再生を行うか早期に事業清算を行うことにより、そうでないときよりも経済合理性が認められるのであれば、保証人はその経済合理性の範囲内で一定の残存資産を手元に残すことができ、その余の資産を換価・処分して一括返済し（換価・処分する代わりに公正な価額を分割返済することもあります）、残余の保証債務の免除を受ける、というのが経営者保証GLに基づく保証債務の整理の要点です。

その趣旨は、中小企業ないしその経営者に事業再生や早期の事業清算を決断するインセンティブを付与することにあります。

2. 特定調停手続の利用

特定調停手続は、経営者保証G Lに基づく保証債務の整理において、主たる債務者又は保証人の採るべき整理手続である「準則型私的整理手続」（利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続）の一つに位置付けられています（G L 7 (1)ロ，G L 7 (2)イ，ロ）。

特定調停手続においては、債権者である金融機関を相手方とし、保証債務者である経営者が申立人となり、弁護士が申立人代理人として手続を主導していくことが想定されます。

3. 特定調停手続が利用される類型

(1) 一体型

経営者保証G Lによると、主たる債務の整理で準則型私的整理手続（特定調停手続，中小企業再生支援協議会による再生支援スキーム，事業再生ADR，私的整理ガイドライン等）を利用する場合，保証債務の整理についても原則として当該準則型私的整理手続を利用し，主たる債務との一体整理を図るよう努めるものとされています（G L 7 (2)イ）。

したがって，主たる債務の整理において特定調停手続以外の準則型私的整理手続の申立てをするかこれらの手続が係属中であれば，保証債務の整理も当該準則型私的整理手続の中で行っていくこととなります。

主たる債務の整理につき特定調停手続の申立てをするか既に係属中である場合には，保証債務の整理についても特定調停手続を利用すべきこととなります（このケースを「**一体型**」と呼びます。）。

一体型の場合には，主たる債務の整理について「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引き」（同手引きに基づく特定調停による債務整理手続を，以下「特定調停スキーム」といいます。）を御参照下さい。

(2) 単独型

これに対し，保証債務のみを整理する場合には，特定調停手続は経営者保証G Lにいう「適切な準則型私的整理手続」に該当するため（G L 7 (2)ロ），特定調停手続を利用することができます。

保証債務のみを整理する場合とは，主に次のようなケースをいいます（これらのケースを「**単独型**」と呼びます。）。

ア．主たる債務について，法的債務整理手続（破産手続，民事再生手続，会社更生手続，特別清算手続）の開始申立てと同時にを行うか，これらの手続

が係属中か、既に終結したケース

イ. 主たる債務について、準則型私的整理手続（特定調停手続，中小企業再生支援協議会による再生支援スキーム，事業再生ADR，私的整理ガイドライン等）が既に終結したケース

ウ. 主たる債務について、準則型私的整理手続（中小企業再生支援協議会による再生支援スキーム，事業再生ADR，私的整理ガイドライン等）の開始申立てと同時に、これらの手続が係属中の場合で、経営者の保証債務の整理については、対象債権者から主たる債務の準則型私的整理手続と同じ手続を進めるのであれば同意できないものの、民事調停法17条による裁判所の決定があればそれに従う旨の意向が示されていて、これに基づいて保証債務について独自に特定調停手続の申立てをするケース

※ 保証債務の整理は、主たる債務の準則型私的整理手続と一体として行うことが原則ですので、まずは同一の手続で進められるかどうかを検討する必要があります。しかし、対象債権者との交渉の結果、例えば、対象債権者から、経営者の経営責任の重さを踏まえると保証債務の整理について積極的に同意することができないが、民事調停法17条による裁判所の決定があれば従うとの意向が示されている場合には、保証人については別に特定調停手続の申立てをすることが考えられます。

※ なお、後記6(2)記載のとおり法的債務整理手続及び準則型私的整理手続の開始申立時又は係属中に保証債務整理の申立てを行う場合と、法的債務整理手続終結後及び準則型私的整理手続終結後に保証債務整理の申立てを行う場合とでは、経営者保証GLによれば、保証人の手元に残すことのできる資産（残存資産）の範囲に差があることが想定されていることに留意する必要があります。

4. 申立人代理人の役割

(1) 一時停止等の要請

ア. 一時停止等

経営者保証GLに基づく保証債務の整理を開始するために、対象債権者に対し、保証債務に関する一時停止や返済猶予（以下、経営者保証GLと同じく「一時停止等」といいます。）の要請を行うことが認められており（**一時停止等の要請**），対象債権者は、下記イの要件を充たす一時停止等の要請が

あった場合には、誠実かつ柔軟に対応するように努めるべきことが経営者保証G Lに明記されています（G L 7 (3)①）。

経営者保証G Lの適用を受けるためには、特定調停の申立て前に、保証人が経営者保証G Lに基づく保証債務の整理を申し出る必要があり、一時停止等の要請をもってこの申出を行うことが通常であると考えられます。

※ 対象債権者

中小企業・小規模事業者等に対する金融債権を有する金融機関等であって、現に経営者等に対して保証債権を有するもの、あるいは、将来これを有する可能性のあるものをいいます（G L 1）。

※ 保証人

主たる債務者の経営者であることその他G L 3 (2)の要件を充たす者（実質的な経営権を有している者、営業許可名義人、当該経営者と共に当該事業に従事する当該経営者の配偶者等）であること（G L 7 (1)イ、Q & A【A. 総論】Q 4）が適用のための要件となります。

なお、G L 3の注記5に記載されているとおり、経営者保証G Lは中小企業の経営者（及びこれに準ずる者）による保証を主たる対象としていますが、財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられるリスク許容額を超える融資の依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者からそのような融資に対して積極的に保証の申出があった場合等、いわゆる第三者による保証について除外するものではないとされています。

イ. 方式等の要件について

原則として、一時停止等の要請は、主たる債務者・保証人・支援専門家が連名した書面により行われる必要があります（G L 7 (3)①イ）。

支援専門家とは、経営者保証G Lにおいて、保証人の債務整理を支援する専門家（弁護士、公認会計士、税理士等の専門家であって、全ての対象債権者がその適格性を認めるもの）と定義されており（G L 5 (2)ロ）、保証人の代理人弁護士も含まれるとされています（Q & A【B. 各論】Q 5－8、なお、「主たる債務者と保証人の代理人が同一人物である場合には、両者間の利益相反の顕在化等に留意する必要があります。」とも記載されています。）。

一時停止等の要請の書面の例は、別紙書式8のとおりです（この書式は支援専門家と保証人の代理人弁護士が同一であることを前提としています。）。

一時停止等の要請は、全ての対象債権者に対して同時に行われる必要があ

ります（G L 7 (3)①ロ）。

また、対象債権者及び保証人が、手続申立て前から債務の弁済等について誠実に対応し、対象債権者との間で良好な取引関係が構築されてきたと対象債権者により判断され得ることも必要です（G L 7 (3)①ハ）

ウ．手続としての重要性

一時停止等は、対象債権者が当該要請を応諾したときから開始します（Q & A 【B．各論】 Q 7－1 1）。

一時停止等の効力が発生した時点は、保証債務の弁済計画策定に当たっての財産評定の基準時となるため（G L 7 (3)④b），一時停止等の要請をいつ行ったかは大変重要です。内容証明郵便で発送する等、後で立証できるようにしておくことが望ましいです。

ポイント：対象債権者との十分な事前調整

特定調停手続を円滑に実施するためには、いきなり調停を申し立てるのではなく、事前に十分に債権者と協議を行うことが肝要かと思えます。経営者保証G Lにおいても、一時停止等の要請の段階において、対象債権者及び保証人が、手続申立て前から債務の弁済等について誠実に対応し、対象債権者との間で良好な取引関係が構築されてきたと対象債権者により判断され得ることが求められており（G L 7 (3)①ハ），申立て前の段階において、対象債権者と申立人代理人が、支援専門家（多くは申立人代理人が兼ねることになると思われます。）とも連携しつつ、保証債務の弁済計画（G L 7 (3)④）や残存資産の範囲（G L 7 (3)③）などについて十分に調整することが重要であると思われます。さらに事前に債権者から合意の見込みを得ておくことができれば、特定調停手続を迅速かつ円滑に成立させることが容易になります。支援専門家である申立人代理人の合意形成に向けた役割は極めて重要なものであり、経営者保証G Lもそれを前提としています（G L 7 (3)③，④）。

5．特定調停の申立て I

(1) 当事者

申立人：債務者（保証人）

相手方：対象債権者（金融機関等） 複数でも、1件として申立てが可能

※ 信用保証協会の保証付債権がある場合は、信用保証協会を利害関係人とし

て参加させることも可能です。

※ 経営者保証GLの適用を受けないが残存資産からの回収等によって弁済計画の履行に重大な影響を及ぼす恐れのある債権者については、保証人の資産の処分・換価により得られた金銭の配分の際に対象債権者に含めることにより、当該債権者を含めた調整を行うことも可能です（Q&A【B. 各論】Q7-28）。

※ 本スキームは、前記「ポイント：対象債権者との十分な事前調整」のとおり、調停申立前に対象債権者と調整し、合意の見込みを得ておくことが前提となっており、対象債権者ごとに進行が区々になる可能性は極めて低いことから、対象債権者の数にかかわらず、原則として1件の申立て（したがって、申立書も1通）で足りると考えられます。

なお、例外的に対象債権者ごとに進行が区々となる可能性がある場合には、申立てを対象債権者ごとに分ける（申立書も複数とする）必要があります。

(2) 管轄裁判所

相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所（以下「相手方の住所等」といいます。）の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める簡易裁判所

※ 一体型においては、地方裁判所本庁に併置された簡易裁判所に申し立てることが予定されています。

※ 単独型においても、弁済計画や残存資産の範囲の決定等に経済合理性があること（GL7(3)⑤，Q&A【B. 各論】Q7-13）を確認する（特調法18条1項，20条参照）ためには、企業経営等に関する専門的知見を有する調停委員の関与が望まれることから、専門性のある調停委員を速やかに選任してもらうことが可能とされている地方裁判所本庁に併置された簡易裁判所に申立てをすることをお勧めします。

なお、この場合、法定の土地管轄が地方裁判所本庁併置の簡易裁判所にはなく、事前合意がないときであっても、特定調停については広く自庁処理が認められていますので、それを前提として地方裁判所本庁併置の簡易裁判所に申し立てることは可能です（自庁処理するかどうかは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律4条に基づき、裁判所が判断することになります。）。

6. 特定調停の申立てⅡ－申立書と提出資料の作成準備

(1) 申立書の基本的記載事項

申立書の例は、別紙書式1のとおりです。

経営者保証GLの適用を受けるための要件は次のアないしキであり、申立書にはいずれの要件も満たすことを記載する必要があります。

ア. 保証契約の主たる債務者が中小企業等であること（GL7(1)イ，GL3(1)，Q&A【A. 総論】Q3）

イ. 保証人が主たる債務者の経営者であることその他GL3(2)の要件を満たす者（実質的な経営権を有している者，営業許可名義人，当該経営者と共に当該事業に従事する当該経営者の配偶者等）であること（GL7(1)イ，Q&A【A. 総論】Q4）

ウ. 主たる債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり，対象債権者の請求に応じ，それぞれの財産状況等（負債の状況を含む。）について適時適切に開示していること（GL7(1)イ，GL3(3)）

エ. 主たる債務者及び保証人が反社会的勢力ではなく，そのおそれもないこと（GL7(1)イ，GL3(4)）

オ. 主たる債務について，法的債務整理手続又は準則型私的整理手続を同時に申立てをするか，これらの手続が係属中か，既に終結していること（GL7(1)ロ。ただし，前記3(1)のとおり，一体型の場合は，特定調停スキームの対象事案となります。）

カ. 主たる債務者の資産及び債務並びに保証人の資産及び保証債務の状況を総合的に考慮して，主たる債務及び保証債務の破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど，対象債権者にとっても**経済的な合理性**が期待できること（GL7(1)ハ）

キ. 保証人に破産法252条1項（10号を除く。）に規定される免責不許可事由が生じておらず，そのおそれもないこと（GL7(1)ニ）

(2) 経済合理性について

ア. 主たる債務と保証債務を一体として判断して，保証債務の履行請求額が主たる債務者と保証人が破産手続を行った場合の配当額等に比べて経済合理性があること，及びどの程度の経済合理性があるのかを具体的に記載します（GL7(3)③柱書）。

経済合理性の範囲内で（回収見込額の増加額の範囲内で）残存資産を保証人の手元に残すことが認められることとなります。

なお，経営者保証GLのQ&Aにおいては，主たる債務の整理手続（法的

債務整理手続及び準則型私的整理手続)の終結後に保証債務の整理を開始したときは、自由財産の範囲(Q&A【B.各論】Q7-23参照)を超えて保証人に資産を残すことについて、対象債権者にとって経済合理性が認められず、残存資産は、自由財産の範囲内で認められるとの指摘がされています。同Q&Aによれば、単独型においては、保証債務の整理の申立てを、主たる債務の法的債務整理手続の申立てと同時に又は同手続の係属中にすることによって初めて、自由財産の範囲を超えた資産について保証人の残存資産に含めることを検討することが可能となります。申立人代理人や支援専門家等の関係者においては、かかる指摘がなされていることを留意しておく必要があります(GL7(3)③, Q&A【B.各論】Q7-20)。

イ. Q&Aによると経済合理性については次のように判断します(Q&A【B.各論】Q7-13)。

【主たる債務者が再生型手続の場合】

以下のi)の額がii)の額を上回る場合には、経営者保証GLに基づく債務整理により、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるため、一定の経済合理性が認められます。

i) 主たる債務及び保証債務の弁済計画(案)に基づく回収見込額の合計金額

ii) 現時点において主たる債務者及び保証人が破産手続を行った場合の回収見込額の合計金額

【主たる債務者が第二会社方式により再生を図る場合】

以下のi)の額がii)の額を上回る場合には、経営者保証GLに基づく債務整理により、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるため、一定の経済合理性が認められます。

i) 会社分割(事業譲渡を含む)後の承継会社からの回収見込額及び清算会社からの回収見込額並びに保証債務の弁済計画(案)に基づく回収見込額の合計金額

ii) 現時点において主たる債務者及び保証人が破産手続を行った場合の回収見込額の合計金額

【主たる債務者が清算型手続の場合】

以下のi)の額がii)の額を上回る場合には、経営者保証GLに基づく債務整理により、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるため、一定の経済合理性が認められます。

- i) 現時点において清算した場合における主たる債務及び保証債務の弁済計画（案）に基づく回収見込額の合計金額
- ii) 過去の営業成績等を参考としつつ、清算手続が遅延した場合の将来時点（将来見通しが合理的に推計できる期間として最大3年程度を想定）における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額

(3) その他記載事項

ア. 対象債権者との交渉の経過等

経営者保証GLにより特定調停を申し立てるまでの経緯、申立て前の対象債権者との交渉の経過や申立て時点における調整状況などを記載します。

イ. 保証人が自由財産を超える資産を**残存資産**とすること（経営者の安定した事業継続等のために必要な一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等について残存資産に含めること）を希望する場合には、その必要性について対象債権者に対して説明する必要があるため（GL7(3)③a），申立書に記載しておくことが望ましいと考えられます。

残存資産の範囲については、Q&A【B. 各論】Q7-14を参照して下さい。残存資産を決定するに当たり考慮すべき要素はGL7(3)③に列挙されているので、こちらも参照して下さい。

ウ. 弁済計画において、残存資産以外の資産を処分・換価する代わりに処分・換価対象資産の「公正な価額」に相当する額を弁済する場合には（GL7(3)④ロ），「公正な価額」の根拠について説明しておくことが望ましいと考えられます。

(4) 提出資料

ア. 保証人について

- ① 資産目録兼予想配当総額試算表（別紙書式3）
- ② 関係権利者一覧表（別紙書式2）
- ③ 月次収支表（別紙書式4）

調停条項案において対象資産を処分・換価して一括返済する内容であれば不要ですが、対象資産を処分・換価する代わりに対象資産の「公正な価額」に相当する額を分割返済する内容であれば添付しておくことが望ましいです（後記7(2)ア参照）。

- ④ 調停条項案（別紙書式5）

後記7で説明します。

- ⑤ 表明保証書・確認報告書（別紙書式6）

後記8で説明するとおり、調停成立前であれば足够了。

イ. 経済的合理性を判断するための資料

経済合理性が認められるかどうかを判断するために、次の資料が必要となります。（前記(2)イ参照）

- ① 主たる債務者である会社が再生型手続をとる場合
 - 主たる債務及び保証債務の弁済計画（案）に基づく回収見込額の合計額を示すものとして、
 - i) 会社の弁済計画案
 - ii) 保証人の弁済計画案（別紙書式5の調停条項案）
 - 現時点でいずれも破産手続を行った場合の回収見込額の合計額を示すものとして、
 - i) 会社の清算貸借対照表（別紙書式7を参考にして下さい。予想配当総額の試算も含みます。）
 - ii) 保証人個人の予想配当総額試算表（別紙書式3を参考にして下さい。表明保証をした資産の評価額を基礎に試算します。）
- ② 主たる債務者が第二会社方式により再生を図る場合で、会社分割後の承継会社が債務を引き継ぐとき
 - 会社分割後の承継会社及び清算会社並びに保証人それぞれからの回収見込額の合計額を示すものとして、
 - i) 承継会社の弁済計画案（承継会社から弁済の予定がある場合）
 - ii) 清算会社の弁済計画案（清算会社から弁済の予定がある場合）
 - iii) 保証人の弁済計画案（別紙書式5の調停条項案）
 - 現時点でいずれも破産手続を行った場合の回収見込額の合計額を示すものとして、
 - i) 会社の清算貸借対照表（別紙書式7を参考にして下さい。予想配当総額の試算も含みます。）
 - ii) 保証人個人の予想配当総額試算表（別紙書式3を参考にして下さい。表明保証をした資産の評価額を基礎に試算します。）
- ③ 主たる債務者が清算型手続の場合
 - 現時点でいずれも清算（破産を含む）した場合の回収見込額の合計額を示すものとして、
 - i) 会社の清算貸借対照表（別紙書式7を参考にして下さい。特別清算の場合には弁済予定総額、破産の場合には予想配当総額の試算を含み

ます。)

ii) 保証人個人の予想配当総額試算表(別紙書式3を参考にして下さい。表明保証をした資産の評価額を基礎に試算します。)

□ 清算手続が遅延した場合の回収見込額の合計額を示すものとして、

i) 最大3年程度経過後の会社の清算貸借対照表(別紙書式7を参考にして下さい。特別清算の場合には弁済予定総額、破産の場合には予想配当総額の試算を含みます。)

ii) 保証人個人の予想配当総額試算表(別紙書式3を参考にして下さい。表明保証をした資産について、最大3年程度後の評価額を基礎に試算します。)

ウ. 注意点

前記ア及びイで掲げた提出資料は、調停成立のために最低限必要と思料される資料であり、受調停裁判所や対象債権者の意向により個別的な対応が必要とされる場合があることに御留意下さい。

7. 特定調停の申立てⅢ－調停条項案(弁済計画案)

(1) 必要性

経営者保証GLに基づく保証債務の整理を実現するためには、保証人の弁済計画を対象債権者が合意することが必要です。

特定調停手続においては、調停条項が弁済計画となり、当該調停条項に従って調停が成立するか、民事調停法17条による決定がなされることにより、保証債務の整理が進むこととなります。

調停条項すなわち弁済計画は、調停の成立を左右する非常に重要なものであるため、申立時において申立人代理人弁護士から案を提示することが、スムーズな調停成立に資することとなります。

調停条項案(弁済計画案)の例は、別紙書式5のとおりです。

(2) 弁済計画の内容(G L 7 (3)④のロ)

ア. 保証人は、財産評定時において保有する全資産のうち一定の資産(残存資産)を手元に残して、その余の資産(対象資産)を処分・換価して、それによって得た金銭をもって、担保権者その他優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に一括返済して、残債務の免除を受けます。

あるいは、対象資産を処分・換価する代わりに、対象資産の「公正な価額」に相当する額を分割返済して、残存資産と対象資産を残して残債務の免除を

受ける方法もあります。公正な価額については、Q&A【B. 各論】Q7-25を参照して下さい。

イ. 対象債権者に対する債務返済は、それぞれの債権額の割合に応じて行います（プロラタ弁済）。

ウ. 原則として、財産評定時（保証人が経営者保証GLに基づく保証債務の整理を対象債権者に申し出た時点《保証人等による一時停止等の要請が行われた場合にあつては、一時停止等の効力が発生した時点》）以降の収入は弁済原資に含めません。ただし、保証人からの申出により、資産を換価・処分しない代わりに、公正な価額に相当する額を分割して弁済する方法をとる場合に、将来の収入が返済原資に充当され得ることがあります（Q&A【B. 各論】Q7-29参照）。

(3) 記載事項のポイント

ア. 保証債務のみを整理する場合（単独型）は、一体整理が困難な理由、法的整理手続でなく経営者保証GLで整理する理由（GL7(3)④のイa）

イ. 保証人の資産と評価額（GL7(3)④のイb）

財産の評定の基準時は前記(2)ウ記載のとおり保証債務の整理を対象債権者に申し出た時点、又は一時停止等の効力が生じたときとなります。

対象資産と残存資産を分けて特定しておきます。

ウ. 資産の換価・処分の方針（GL7(3)④のイd）

エ. 保証債務を分割返済する場合には、弁済の条件（GL7(3)④のイc）

経営者保証GLによると原則5年以内とされています。

オ. 対象債権者に対して要請する保証債務の減免、期限の猶予その他の権利変更の内容（GL7(3)④のイe）

(4) 表明保証違反の追加弁済について

後記8(2)で述べるとおり、保証人が残存資産を手元に残して保証債務を一部履行して残存する保証債務の免除を受けるためには、保証人が全ての対象債権者に対して、保証人の資力に関する情報を誠実に開示し、開示した情報の内容の正確性について表明保証を行うことが必要です。そして、支援専門家が対象債権者からの求めに応じて、当該表明保証の適正性についての確認を行い、対象債権者に報告することも必要となります（GL7(3)⑤イ）。

保証人が開示し、その内容の正確性について表明保証を行った資力の状況が事実と異なることが判明した場合（保証人の資産の隠匿を目的とした贈与等が判明した場合を含みます。）には、免除した保証債務及び免除期間分の延滞利

息も付した上で、追加弁済を行うことについて、弁済計画に記載する必要があります（G L 7 (3)⑤ニ）。

8. 申立後の手続

以下の記述は、あくまで典型的な期日の進行方法を想定したものであり、個別具体的な事案に応じた調停委員会の進行に委ねることになります。

(1) 調停期日の進行

ア. 第1回調停期日

- ① 調停委員による各対象債権者（金融機関等）への意向確認
- ② 調停委員による申立人への確認
- ③ （事前協議が整っていた場合は）調停成立，民事調停法17条決定

なお、調停成立か民事調停法17条決定の前までに、申立人の表明保証書と支援専門家の確認報告書を提出する必要があります（後記(2)参照，別紙書式6）。

イ. 期日間

期日間に調整が必要な場合には、申立人代理人弁護士が各対象債権者（金融機関等）との間で協議，調整

ウ. 第2回以降の調停期日

- ① 全ての対象債権者（金融機関等）との間で調停条項（弁済計画）につき合意に達すれば，調停成立
- ② 一部ないし全ての対象債権者が調停条項（弁済計画）につき裁判所の決定があれば異議は述べないという段階まで達すれば，民事調停法17条決定

(2) 表明保証と支援専門家の確認

ア. 保証人が残存資産を手元に残して保証債務を一部履行して残存する保証債務の免除を受けるためには、保証人が全ての対象債権者に対して、保証人の資力に関する情報を誠実に開示し、開示した情報の内容の正確性について**表明保証**を行うことが必要です（G L 7 (3)③柱書，G L 7 (3)⑤イ）。

それに加えて、**支援専門家**が対象債権者からの求めに応じて、当該**表明保証の適正性についての確認**を行い、対象債権者に報告することも必要となります（G L 7 (3)③柱書，G L 7 (3)⑤イ）。

イ. 資力等に関する表明保証書の例は、別紙書式6のとおりです（この書式は保証人と支援専門家を連名としており、支援専門家と保証人の代理人弁護士

が同一であることを前提としています。)

保証人の表明保証書及び支援専門家の確認報告書の提出時期は、遅くとも調停成立か民事調停法17条決定までですが、対象債権者（金融機関等）の意向により早期に提出することが求められる場合もあります。

(3) 対象債権者（金融機関等）との協議

ア. 調停条項（弁済計画）に従った調停を成立させるか、民事調停法17条決定が異議なく確定するためには、前記「ポイント：対象債権者との十分な事前調整」に記載したように対象債権者（金融機関等）との十分な調整が欠かせません。

イ. 対象債権者（金融機関等）からは、①保証人の資産等の開示の範囲や方法、②保証人の資産の評価、③残存資産の範囲、④分割返済をする場合の「公正な価額」の中身、⑤弁済条件等について要求が出されたり、申立人と異なる意見を出されることも十分あり得ます。対象債権者との十分な協議が欠かせません。

申立人代理人としても、例えば②に関し対象債権者の理解を得るために、不動産等の評価を要する高額な資産について簡易査定や鑑定などを行うことも考えられます。

ウ. 手続を円滑に進めて確実に調停を成立させるのであれば、単独型においても、申立前に対象債権者に対し保証人の資産等必要な情報を開示し、対象債権者との間で充実した協議を行っておくことが望ましいと考えられます。

なお、一体型での主たる債務の整理は、「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引き」が調停申立前に金融機関との協議を十分に行うことを示しており、保証債務についてもこれに従うこととなります。

9. 申立人代理人が注意すべき事項

経営者保証GLは、対象債権者は「合理的な不同意事由」がない限り、債務整理手続の成立に向けて誠実に対応すべきとしており（GL7(3)柱書）、「合理的な不同意事由」が発生すると保証債務の整理は成立しないおそれが高くなります。

ここでいう「合理的な不同意事由」とは、必要な情報開示を行わない、一時停止等の要請後に資産を処分したり新たな債務を負担することが例示されています（Q&A【B. 各論】Q7-7, Q7-12）。これ以外にも、破産法252条1項（10号を除く。）に規定される免責不許可事由に該当するかそのおそれが

ある行為も当然に含まれます。

申立人代理人弁護士は、保証人本人がかかる行為に及ばないように十分に指導監督する必要があります。

以 上